30　締約政府は、科学的研究に対する許可の計画を、当該許可を与える前に科学委員会が当該許可について検討し、及び意見を表明することができるよう、十分な時間的余裕をもつて委員会の書記長に提供する。当該許可の計画には、次の事項を明記すべきである。

(a)　研究の目的

(b)　(c)　捕獲する動物の数、性別、大きさ及び資源

(c)　他の国の科学者が研究に参加する機会

(d)　資源の保存に及ぼし得る影響

科学委員会は、可能な場合には、年次会合において当該許可の計画について検討し、及び意見を表明する。当該許可が次回の年次会合に先立つて与えられるときは、書記長は、当該許可の計画を科学委員会の委員に対し、検討及び意見の表明のため、郵便で送付する。当該許可による研究の暫定的な結果については、科学委員会の次回の年次会合において入手可能とすべきである。

31　締約政府は、鯨及び捕鯨に関する全ての法令及び当該法令の変更の謄本を委員会に送付する。

千九百四十六年の国際捕鯨取締条約

付表の付録A

表紙（一の捕鯨船につき一の解禁期において一の操業記録を用いること。）

捕鯨船名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　建造年＿＿＿＿＿＿

附属する船団名又は鯨体処理場名＿＿＿＿＿＿

解禁期＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

全長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　木製／鋼製＿＿＿＿＿＿

総トン数＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

機関の型式＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　馬力＿＿＿＿＿＿

最大速力＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　平均探鯨速力＿＿＿＿＿＿

探鯨機並びにその製作所及び型式番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

設置日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

砲の製作所及び口径＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用する一番銛（もり）の型式（破裂銛（もり）、電気銛（もり）、非破裂銛（もり））＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

殺すために使用する銛（もり）の型式＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

先鋼の長さ及び種類＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

銛（もり）鋼の種類＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

砲身の海面からの高さ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

高速艇　有／無

船長の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

船長の経験年数＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

砲手の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

砲手の経験年数＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

乗組員数＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

千九百四十六年の国際捕鯨取締条約

日誌録用紙　　表1

日付＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　捕鯨船名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　用紙番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

探鯨	探鯨開始（再開）時刻				
	鯨の発見時刻又は捕鯨船への報告時刻（注）				
	鯨種				
	発見した頭数及び群数				
	発見位置				
	鯨を発見した捕鯨船名				
追尾	追尾開始（鯨種確認）時刻				
	銛（もり）を発射した時刻又は追尾を中断した時刻				
	探鯨機の使用（有／無）				
取扱い	浮鯨又は抱鯨の時刻				
	捕獲の一連番号				
曳鯨（えい）	集鯨開始時刻				
	集鯨終了時刻又は曳鯨（えい）開始時刻				
	渡鯨日時				
休息	操業停止時刻（漂泊又は休息のため）				
	漂泊又は休息の終了時刻				
	操業終了時刻				

総探鯨時間＿＿＿＿＿＿

総追尾時間＿＿＿＿＿＿

(A)探鯨機使用＿＿＿＿＿＿

(B)探鯨機非使用＿＿＿＿＿＿

総取扱い時間＿＿＿＿＿＿

総曳鯨（えい）時間＿＿＿＿＿＿

総休息時間＿＿＿＿＿＿

その他の時間（例えば、港での燃料補給）＿＿＿＿＿＿

天候

時刻	海況	風力及び風向	視界